

## 【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】

三井住友海上メットライフ生命の変額個人年金保険 LG シリーズ

「Diamond Ship(ダイヤモンドシップ)」の販売を

8月3日より三菱東京UFJ銀行を通じて開始



三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、取締役社長:樋口 幸男)は、変額個人年金保険 LG シリーズ「Diamond Ship(ダイヤモンドシップ)」の販売を、株式会社三菱東京UFJ銀行を通じて、2009年8月3日より開始いたします。

## 「Diamond Ship」の主な特徴

～変額個人年金保険(08)～

## (1) すぐに、ずっと

ご契約の1年後の契約応当日から、一生涯にわたり年金をお受取りいただけます。

基本年金額は一時払保険料(基本保険金額)の3%となります。積立金がなくなっても被保険者が生存中、一生涯にわたり年金をお受取りいただけます。

## (2) ふやす

運用成果により、年金額のステップアップが期待できます。

積立期間中と年金受取期間中は積立金を特別勘定で運用します。特別勘定の運用成果により、お受取りいただける年金額のステップアップが毎年期待できます。

なお、一度ステップアップした年金額はその後、一部解約をしない限り下がることはありません。

## (3) まもる

万が一の場合、払込保険料相当額(基本保険金額)の100%を最低保証します。

積立期間中に被保険者が亡くなった場合、基本保険金額とその時点の積立金額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお受取りいただけます。死亡保険金は払込保険料相当額(基本保険金額)を最低保証します。年金受取期間中に被保険者が亡くなった場合、基本保険金額から被保険者が亡くなった時点までの受取年金累計額を控除した額とその時点の積立金額のいずれか大きい額を死亡一時金としてお受取りいただけます。受取総額(死亡一時金額と受取年金累計額を合算した額)は、払込保険料相当額(基本保険金額)を最低保証します。

※商品の概要については、添付の関連資料『「Diamond Ship(ダイヤモンドシップ)」商品概要』をご参照ください。

**【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】**

**■市場リスクについて**

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

**【お客さまにご負担いただく費用について】(この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります)**

- ご契約時.....契約初期費用として、一時払保険料に対して3%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 特別勘定での運用期間中.....保険関係費として、積立金額に対して年率2.74%/365を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費\*として、特別勘定の資産残高に対して年率0.1575%程度(消費税込)/365を乗じた金額を毎日控除します。
- 一般勘定で運用する年金の受取期間中.....年金管理費として、年金受取金額に対して1%を年金受取開始日以後、年金受取日に責任準備金から控除します。(遺族年金支払特約による年金も含まれます。  
契約日(増額日)から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ変更した場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じた解約控除がかかります。
- 解約時・一部解約時.....契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)から経過年数に応じて3.4%~0.4%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金から控除して払戻金としてお支払いします。

\* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

**【ご注意いただきたい事項】**

- 運用実績によっては、年金額がステップアップしない場合があります。
- 保証金額付特別勘定終身年金の受取期間中に一部解約をした場合には、ステップアップ年金額は減額されます。
- 受取総額の最低保証は課税前のものであり、課税後の受取総額は払込保険料相当額(基本保険金額)を下回る場合があります。

※ 「Diamond Ship(ダイヤモンドシップ)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。  
※ 変額個人年金保険(08)「Diamond Ship(ダイヤモンドシップ)」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

## 「Diamond Ship(ダイヤモンドシップ)」商品概要

## 変額個人年金保険(08)

契約年齢(被保険者の満年齢)	56～80歳										
保険料払込方法	一時払のみ										
基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上 5億円以下 (1万円単位)										
積立期間	1年										
特別勘定	バランス 25										
特別勘定の資産比率	国内株式 17.5%、外国株式 7.5%、国内債券 57.5%、外国債券 17.5%										
年金種類	保証金額付特別勘定終身年金										
年金受取期間	終身										
基本年金額	年金受取日の基本保険金額の3%										
ステップアップ年金額	毎年の基準日時点の「運用成果の3%」が、それまでのステップアップ年金額よりも上回っていれば、その金額が新たなステップアップ年金額となり、基準日の翌日から適用されます。										
年金の種類の変更	<p>所定の条件のもと特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する次の定額年金への変更が可能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>年金受取期間(保証期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>5年、10年、15年、20年</td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td>終身(5年、10年、15年)</td> </tr> <tr> <td>保証期間付夫婦年金</td> <td>終身(5年、10年、15年)</td> </tr> <tr> <td>年金総額保証付終身年金</td> <td>終身</td> </tr> </tbody> </table>	年金種類	年金受取期間(保証期間)	確定年金	5年、10年、15年、20年	保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)	保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)	年金総額保証付終身年金	終身
年金種類	年金受取期間(保証期間)										
確定年金	5年、10年、15年、20年										
保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)										
保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)										
年金総額保証付終身年金	終身										
付加できる 主な 特約・制度	遺族年金支払特約	年金受取人:死亡保険金の場合は死亡保険金受取人、死亡一時金の場合は年金受取人 年金種類:確定年金(年金受取期間:5、10、15、20、25、30年)									
	年金分割支払特約	年金受取人の申し出により、特約を付加することで、毎年の年金を分割してお受取りいただけます。(遺族年金支払特約による年金ならびに一般勘定で運用する年金は分割してお受取りいただけません。)									
諸費用	契約初期費用	一時払保険料に対して3%									
	保険関係費	積立金額に対して年率2.74%									
	資産運用関係費*	特別勘定の資産残高に対して年率0.1575%程度(消費税込)									
	年金管理費	一般勘定で運用する定額年金の年金受取金額に対して1%									
解約控除率	3.4～0.4%(契約日から10年未満の解約・一部解約の場合)										
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象										

\* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。